

第六章 高架停留場

一 高架停留場は其の種類及配線並に設備に於て、何れも地下停留場に準すべきものであるが、特に高架停留場として注意すべき事項のものに就て簡単に列記して見たいと思ふ。

二 高架停留場が地下停留場と其の趣を異にする點は地下に埋設せられずして地上高く設けられるので採光と見透しが充分であることである。従て其の設備一切のことはそれに起因して適當に考慮し得るのである。又高架停留場は一般に繁華なる街路に設けられざるを前提として出入口の位置の如きも高架橋下に直接に設置し車道を横斷して來ることを妨げざることとなり、又其の設備も地下停留場に於けるように完備せしむる必要はないものと思ふ。

三 配線 兩線路の交叉の如きは無論水平交叉を許されざるも、分岐停留場に於ける他線の入込みに對し地下停留場に於ては絶対に水平交叉を許さざるも、高架に在ては之を二階構造とするには多大の工事費を要し、街路の邪魔物となるを以て見透の充分なることを理由とし、信號を信頼して水平交叉を實行するが如きことは差支ないものと思ふ。

四 設備 高架停留場に於ける乗降場は停留場全部を硝子張にて覆ふものもあり、又片側停留場として乗降場の後面を壁面とするものもあるが、中島式乗降場として開放構造とする方が輕快にして街路の見透を妨げず乗客にも快感を與ふるものと思ふのである。其の場合に於ける風雨に對する障壁として、乗降場の中央に樹立する屋根の柱を利用して、處々に支柱と支柱との間を壁面として風雨を遮ぎり其處に腰掛を設置すれば面白いと思ふ。

高架停留場は工事費の關係もあり附近民家側の迷惑を輕減する爲に、乗降場全體に覆蓋又は屋根を設けず一部にだけ設け兩端は可成開放するが宜しいと思ふ。

五 高架停留場は兎に角街路上に於ける大なる邪魔物である。故に其の構造外觀其他一切の施設は街路の交通を妨げず沿道民家の迷惑を輕減することに力め街路の美觀を損せざるよう特に留意することを忘れてはならぬ。又高架停留場は軌道と乗降場との幅員の爲到底一本脚構造たることを許されないので、其の橋下の始末には充分注意を拂ひ道路横斷者の利便を妨げず、又橋下を不潔状態に至らしめざるよう特別の注意を拂はねばならぬ。